

## 中之条町広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中之条町（以下「町」という。）の資産及び町管理の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町資産及び町管理資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の財産及び町管理の財産

イ 町の広報印刷物

ウ 町のWEBページ

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、企画政策課長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに企画政策課長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、企画政策課長が別途定める。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、中之条町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は企画政策課長とし、委員は総務課長、住民福祉課長、観光商工課長、建設課長、生涯学習課長をもって充てる。

3 委員長は第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(総合窓口)

第11条 広告掲載に関する、総合窓口を企画政策課に置く。

(掲載の順位)

第12条 広告媒体に掲載する広告の掲載順位は次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体並びに公社、公団及び公益法人及びこれらに類するもの

第2順位 公共的性格のある私企業または自営業のうち、町内に事業所等を有するもの

第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で、町内に事業所を有するもの

第4順位 その他私企業または自営業等

(掲載の位置)

第13条 広告を掲載する位置は刊行物等の発行の目的を妨げない位置とし別に定める。

(掲載料)

第14条 広告掲載料は、事業所の所在地、刊行物等の種類、発行数、広告の大きさ、色数、発行経費等を勘案し、別に定める。

(掲載希望者の募集)

第15条 実施機関は募集する刊行物等の仕様について別に定める募集要領を作成する。

2 総合窓口は広告掲載希望者（以下「広告主」という。）を広報紙等により公募する。

3 総合窓口は、必要に応じて個別に広告の募集案内をすることができる。

(広告主の登録)

第16条 広告主は、住所、氏名、電話番号等を登録しなければならない。

(掲載の申込)

第17条 前条の登録を行った広告主は、中之条町広告掲載申込書（別記様式1）により総合窓口を通して実施機関に申込みものとする。

(掲載の決定等)

第18条 実施機関は、前条の申込書を受け付けたときは、広告審査会の開催を総合窓口にて要請するものとする。

2 実施機関は、前項の審査の結果、第5条に規定する広告と認められるもので、第6条の掲載順位を同じにする広告申込が、募集した広告掲載件数を超えたときは、刊行物等に掲載する広告を抽選により決定する。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を中之条町広告掲載決定通知(別記様式2)又は中之条町広告非掲載決定通知(別記様式3)により申込者に通知するものとする。

(版下原稿の提出)

第19条 広告掲載の決定を受けた広告主は実施機関の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに掲載しようとする広告の版下原稿を実施機関に提出するものとする。

2 提出する版下原稿は、実施機関の指定する仕様とする。

3 前項の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第20条 広告主は、掲載料を納付しなければならない。

2 前項の掲載料は、第12条の規定による掲載の決定後、指定期日までに一括前納するものとする。ただし、実施機関が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の不還付)

第21条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし広告主の責によらない理由により広告の掲載ができない場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により既納の広告掲載料の還付を行う場合は、登録口座に別に定める指定期日に振り込むものとする。

(広告掲載の取消)

第22条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告が、編集・発行上支障となるとき。

(2) 広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。

(3) 版下原稿を指定期日までに提出しなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたとき。

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告主に対し、中之条町刊行物等広告掲載決定取消通知（別記様式4）を送付するものとする。

（広告主の責任）

第23条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成18年7月21日告示第88号）

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第20号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第40号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日告示第54号）

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

広告掲載企業等登録シート

氏名（法人の場合は名称および代表者の氏名）

\_\_\_\_\_

住所（本社の所在地）

\_\_\_\_\_

住所2 本社の他、町内に事業所を有する場合に記入

\_\_\_\_\_

業種

\_\_\_\_\_

電話・FAX

\_\_\_\_\_

担当者所属・氏名

\_\_\_\_\_

メールアドレス

\_\_\_\_\_

金融機関口座（還付の場合の振込先）

\_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・農協 \_\_\_\_\_ 本店・支店

\_\_\_\_\_ 当座・普通 \_\_\_\_\_

（ご希望の掲載について、○をつけてください）

掲載希望広告媒体の種類	掲載希望広告の内容
1 町有施設等掲示物	1 文化・観光
2 町有車両	2 健康・衛生
3 パンフレット類	3 福祉（児童・高齢者・障害者）
4 封筒	4 教育
5 広報なかのじょう	5 防災
6 ホームページ	6 環境
7 その他（ ）	7 その他（ ）

様式1 (第17条関係)

中之条町広告掲載申込書

年 月 日

中之条町長 様

申込者  
住所(所在地)  
氏名(名称、代表者) 印  
担当者氏名

中之条町広告掲載取扱要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。  
なお、申込にあたっては、中之条町広告掲載取扱要綱を遵守します。

記

1 広告掲載希望媒体の種類等

種類 \_\_\_\_\_

掲載期間 \_\_\_\_\_年 月 ~ \_\_\_\_\_年 月

(Web ページ広告の場合のみ記入)

リンク先 URL \_\_\_\_\_

2 広告内容

(具体的に記載し、見本を一部添付してください。)